

区 分		年 月 日
農業振興地域指定		昭47. 2. 25
整備計画認可		昭49. 3. 30
特別管理	地域指定	昭51. 6. 10
	認可	昭53. 9. 18
農業・農村振興	地域指定	昭62. 12. 8
(農業・農村再編型)	認可	平 2. 2. 15
特別管理	地域指定	平 6. 9. 7
	認可	平 9. 2. 24
特別管理	地域指定	平 . .
	認可	平17. 1. 17
特別管理	地域指定	平 . .
	認可	平28. 8. 31

舞鶴農業振興地域整備計画書

令和6年11月
京都府舞鶴市

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方	1
	(1) 土地利用の方向	1
	ア 土地利用の構想	1
	イ 農用地区域の設定方	2
	(2) 農業上の土地利用の方向	3
	ア 農用地等利用の方針	3
	イ 用途区分の構想	4
2	農用地利用計画	5
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	7
4	他事業との関連	8
第3	農用地等の保全計画	5
1	農用地等の保全の方向	8
2	農用地等の保全のための活動	8
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	9
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	9
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第5	農業近代化施設の整備計画	14
1	農業近代化施設の整備の方向	14
2	農業近代化施設整備計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	16
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動	16

第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	16
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	16
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第 8	生活環境施設の整備計画	18
1	生活環境施設の整備の目標	18
2	生活環境施設整備計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	18
第 9	付図	18
1	土地利用計画図（付図 1 号）	18
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	18
3	農業近代化施設整備計画図（付図 3 号）	18
4	生活環境施設整備計画図（付図 4 号）	18

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

舞鶴市は、京都府の北東部に位置し、東は福井県高浜町に、南は綾部市に西は福知山市と宮津市にそれぞれ隣接している。一方、北は日本海若狭湾に面し、海岸線はリアス式海岸で、その延長は119.9kmである。市域面積は342.1km²で京都府総面積の約7.4%を占めている。このうち山林が市総面積の約79.0%を占め平地が少ないことから、人口及び産業は臨海部の平坦部に集中、その中心部では市街化が進んでおり農地率はきわめて低い。

気象条件は、年平均気温15.3℃、年平均降水量2,436.0mmで日本海特有の特性を有し春は乾燥した強い南東風の吹きおろすフェーン現象が起こりやすく、4～5月は湿度が低く雨も少ない。夏は高温多湿で酷暑が続く、最高気温35℃を越える日が少なくない。冬は対馬暖流の影響を受けて気温はあまり低くならないが、季節風のため雨や雪が多くなる。特に晩秋から冬にかけては「うらにし」となり、快晴日は極めて少なく曇り、雨が続き湿度も高く濃霧の発生する日が多い。

交通条件は、本市の中央部を国道27号線が通り、東は福井県高浜町方面及び南は綾部方面へ伸びている。また国道175号線が福知山方面へ、国道178号線が宮津方面へそれぞれ伸びている。高速道路は、平成26年7月に舞鶴若狭自動車道が全線開通し、敦賀JCTで北陸自動車道と、また吉川JCTで中国自動車道と接続するとともに、平成27年7月に京都縦貫道の丹波IC～京丹波わちIC間の開通により京都市内と結ばれている。鉄道は西舞鶴駅がJR舞鶴線と京都丹後鉄道宮舞線の結節点になっている。航路は、京都舞鶴港東港で小樽港との間に大型カーフェリーが週7便就航している。一方、京都舞鶴港西港では、韓国（釜山）及び中国（大連等）との間にコンテナ定期航路や韓国（東海）及びロシア（ウラジオストク）との間に国際フェリー定期航路が開設されている。

人口については、昭和34年4月、103,137人であったが平成30年10月では80,721人と減少している。人口形態は市全域で高齢化が進み、さらに農漁村地域においては過疎化も進んでいる。

産業別就業人口は、第一次産業が大きく減少し、第二次産業も微減し、第三次産業は増加。今後も第3次産業の増加を見込む。総就業人口（推計）約40,000人に対し農業就業者数約1,194人の確保に努める。

農業振興地域内の土地利用の状況は水田を主体とする農用地1,416.2ha、農業用施設用地

2.8ha、森林・原野2,152.0ha、住宅地327.8ha、工場用地18.5ha、その他2,845.8haとなっており、このうち優良農用地については将来とも農業生産の基盤として確保するため、積極的にほ場整備等の事業実施に努めるとともに、基盤整備が困難な農地、集落介在地については農業外の土地利用との区分の明確化を計画的に進めていく。

《農振地域の現在及び目標面積》

単位：ha、%

	農用地		農業施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	1,416.2	20.9	2.8	0	2,152.0	31.8	327.8	4.8	18.5	0.3	2,845.8	42.1	6,763.1	100
目標	1,400.0	20.7	3.0	0	2,200.0	32.5	330.0	4.9	20.0	0.3	2,810.1	41.6	6,763.1	100
増減	△16.2		0.2		48.0		2.2		1.5		△35.7		0.0	

※四捨五入により合計数値に若干のズレが生じている

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある既存の農用地区域約1,032haは、基本的に継続して維持し、下記により変更を実施した上で10年後も現在と同程度の面積確保を目指す。

1. 既存の農用地区域は、継続して維持する。
2. 中山間地域において農用地区域を積極的に編入する。
3. 境界設定を筆界より道路や地類界を優先することで、農用地区域の集団性を確保。錯誤等により虫食いの農用地区域から外れているところを積極的に編入する。

■編入

新たに農用地区域を設定する場合、「農用地区域に含めることが相当な土地（法第10条第3項第1～5号）」をもとに、舞鶴市の事情を考慮し合致していれば編入する。一方、既存の農用地区域の土地と併せて農地の集団化に寄与する場合は、編入規模を問わない。

■除外

現在、農用地区域に指定されている農地を除外する場合、「農用地区域の要件を満たさなくなった区域に係る除外」及び「錯誤除外」として取り扱うものを除き、法第10条第4項、法第13条2項の除外基準を満たしていることを条件に判断する。

■農用地区域の要件を満たさなくなった区域に係る除外（法第10条第3項に係る除外）

下記(1)～(3)に該当する農用地区域は、除外要件や具体的な転用計画の有無等は問わず、基本的に除外する。《参考・ガイドライン50頁、運用12頁問29、運用29頁問72》

☆市の判断（本件に該当する土地の要件は、舞鶴市の現状に即し下記のとおりとする）

- (1) 集落介在農地、山間部の農地で、隣接の農用地区域を総計した団地の面積が10㌥（1反）未満のもの（10㌥以上＝農業を営む者の要件とされる面積・府基準）。
- (2) 農地造成のため農用地区域とした林地等でその目的の実施が困難になっているもの。
- (3) 植林により林地化されている土地。

■錯誤除外

地番管理から図面管理への移行により確認されたもので、本来のものとは違う農地を農用地区域として指定していたものが該当する。除外要件や具体的な転用計画の有無等は問わず、基本的に除外する。

【農用地区域を設定する農地】

本地域内の農用地1,310.3haのうち、916.7ha

【農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農地】

- (1) 集落に介在又は国道の沿線で開発が見込まれる農用地

163.1ha

- (2) 山間部に散在し農業の近代化が困難と見込まれる農用地

212.7ha

- (3) 転用等により、農地の役目を果たさないこととなる予定の農用地

・住宅、工場、店舗用地としての転用予定の農用地

0.7ha

・集落介在や山間部散在などにより農用地区域の要件を満たさなくなった農用地

11.2ha

・公共事業等により農用地区域に含まれない土地となった農用地

8.7ha

(イ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針と

した農用地内の農業施設用地 1. 5 haについて、農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

土地の種類	所在（位置）	所有者又は管理者	面積（ha）	利用しようとする用途	備考
山林	舞鶴市多祢寺		21.0	採草放牧地	
計			21.0		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農業は米、施設園芸を含む野菜を基幹とし、その他地域の特性を生かし、果樹、茶、採種、鶏卵、牛乳を重点作物と定めて、これらの生産と商品価値を高める方針で、農用地を有効に活用するほか農用地の用途の変更については、地域の特性に応じ、望ましい農業経営に即し弾力的に対応する。

米政策大綱・地域水田農業ビジョンとの関連では、水田については基盤整備事業により乾田化を図り、田の汎用化を進めることにより、小豆、飼料作物等土地利用型作物等への転換を推進するなど、生産調整の実効性が確保され、自主性の尊重の下で望ましい営農の実現に努める。

畑については山間部では植林化、遊休化が進んでいるが樹園地、花き等への転換を推進する。

《農用地区域の現在及び目標面積》

単位：h a

区分	農 地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林 原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
東	385	385.8	—	8.6	29.6	21.0	—	—	—	0.8	0.8	—	394.4	416.2	21.0	21.0
西	141.4	141.4	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	—	141.5	141.5	—	—
加佐	480.5	480.5	—	—	—	—	—	—	—	0.6	0.6	—	481.1	481.1	—	—
計	1,006.9	1,007.7	—	8.6	29.6	21.0	—	—	—	1.5	1.5	—	1,017	1,038.8	21.0	21.0

イ 用途区分の構想

(ア) 東地区

a 志楽川水系に属する平坦農用地で、国道 27 号線北側平坦部の農用地のうち 40 ha については、土地改良事業により基盤整備がほとんど完了しており、水稻と近郊野菜を組み合わせた営農を推進する。

b 朝来川水系の約 30 ha の水田については、水利条件に恵まれているが、未整備の湿田が多いため、今後基盤整備を実施し、水稻＋野菜による営農を推進する。

c 与保呂川水系の約 50 ha については、土地改良事業により基盤整備がほぼ完了している。農業生産法人などの担い手農家を中心として、水稻・小豆及び施設園芸等を中心に収益性の高い営農の確立を図る。

d 多称寺地区で林班番号288のうち8.6haは採草放牧地として活用されており、近隣の21haについてもその利用拡大に努める。

e 東大浦、西大浦地区は、ほ場整備が概ね完了していることから、土地利用型の営農と共に施設園芸用農地として、耕地の汎用化に努め、優良農地として積極的な活用を図る。

f 市街地の近郊に存在する農地については、パイプハウスと露地栽培の組み合わせによる、市場に近接した立地条件を生かした高付加価値野菜産地として育成する。

(イ) 西地区

a 池内川水系平坦部の農用地70haのうち、大規模の団地についてはほ場整備がほぼ完了し、残りの農地についても小区画であるが区画が整っているため引き続き優良農地として活用を図るとともに地域の特性を生かした産地形成を図る。

b 府道志高西舞鶴線沿い高野川流域の平坦農用地約50haは、水利条件が整っている一方で、一部において湿田が見られるため、土地改良事業を導入して優良農地として積極的に確保を図り、近代的な野菜産地としての条件を整備する。

c 大字吉田の農用地約12haは湿田で狭い農道しかなく効率化を阻害している。農地の遊休地化を防止するとともに、パイプハウスによる施設園芸を行うための基盤として、田から畑への転換とあわせ、収益性の高い高品質農産物の生産農地として高度利用を図る。

d 市街地の近郊に存在する農地については、パイプハウスによる施設園芸を行うための基盤として、収益性の高い高品質農産物の生産農地として高度利用を図る。

(ウ) 加佐地区

a 由良川流域地帯の平坦地約400haは、水田と茶園及び畑作を主体とした営農が行われている。さらに営農条件の向上のため、ほ場整備が順次行われている。したがって、水田の汎用化への条件を備えていることから、米や小豆など土地利用型作物を中心とした農業を積極的に図る。

b 由良川各支流の散在農地及び山間部の農地160haは機械化が困難な区域が多いが、山間気候を利用した作物やハウスによる抑制・促成栽培が可能なことから、水田の汎用化を図るための基盤整備を積極的に進める。

2 農用地利用計画

別記「農用地利用計画」のとおり

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農用地のうち、田は傾斜度1/100以下のおおむね平坦部に集団化しているものが約40%、山間部で区画規模の小さいものが約60%となっている。畑は集落内に介在するもの及び山間部に存在するものが多く、集団化しているものは少ない。樹園地は由良川流域沿岸の茶園約13ha、西大浦地域のミカン園が集団化している。その他山麓部に梅、ぶどう園が小規模ながら造成され集団化している。

ほ場整備実施面積は、団体営ほ場整備事業及び土地改良総合整備事業で155ha、小規模排水対策特別事業及び水田営農活性化基盤整備事業で79ha、第一次・第二次農業構造改善事業、自然休養村整備事業、三期山村振興農林漁業対策事業及び基盤整備事業等で約165ha

a、府単独農業基盤整備事業で50ha、由良川改修にともなう非補助土地改良事業により約88haが実施され、整備面積は538.5ha、整備率59.4%（27年度末現在）となったが府内平均より少し低い状況である。旧区画整理済みの162haを除く約260haの内約103haについては、当面整備を要するところであり、農業近代化に対応する基盤整備が必要である。

農業生産基盤の整備の方向として、農用地の有効利用と生産性の向上や効率化を図るため、ほ場整備等の基盤整備事業を積極的に実施することにより、水田の汎用化に努め、農業の総合的な振興を図るための基礎とする。農道・用排水路の整備については、ほ場整備で一

体的に整備することを基本とするが、自然的な条件等により止むを得ないものについても地域の要望に応じながら整備を行なう。また、効率的な営農体系を確立するため、農道舗装、暗渠排水の整備も積極的に行なう。農業用ため池については、農業用のみならず防災減災事業として位置付け、ハザードマップを作成する中で改修や廃池か、事業のすみ分けを行い、農業用施設の見直しを図る。

ア 東地区

東地区の水田は第一次・第二次農業構造改善事業、自然休養村整備事業、土地改良総合整備事業、里地棚田整備事業及び府単独農業基盤整備事業により約242.8haのほ場整備が完了し、樹園地についても自然休養村整備事業により大山地区の梅園造成が1.1ha、大丹生地区のびわ園が1ha整備されている。また多祢寺地区については、第二次農業構造改善事業により9haの草地造成が行なわれている。さらに常・木ノ下・与保呂地区を受益とする芦ノ町ため池の改修が終了し、農業用水の安定的な確保が可能となった。

今後は、ほ場整備の完了した農地の維持確保を図るとともに、農業経営改善のため、朝来中及び泉源寺ほ場整備の事業推進、各地区の農道舗装、用排水路の改良、暗渠排水の整備等を積極的に行なう。

また、ため池については芥子谷池のハザードマップ作成など防災減災事業として取り組むとともに、廃池や改修など、事業のすみ分けを行い、農業用施設の見直しを図る。

イ 西地区

西地区のうち、池内地区については、今田28.5ha、別所12.0haの旧区画整理が行なわれたが、ほ場条件が近年の農業情勢に対応できなくなっているため、農道、水路等の整備を行なう必要がある。堀、池ノ内下、布敷地区ではほ場整備約20haが完了したが、上根、寺田については、ほ場が小区画、不整形田、湿田のため早急に整備が必要である。高野地区については、女布8ha、城屋、野村寺20haのほ場整備事業の推進を図る。四所地区の吉田については、集落内の条件整備を行い、ほ場整備も視野に入れた園芸用農地としての活用や一体的な遊休農地の解消を図る。

ウ 加佐地区

加佐地区のうち、岡田上地区については、上村、宇谷、小原、桑飼下、大俣、小俣ではほ場整備が完了した。今後老朽化した水路整備の実施に努める。岡田中地区については、上漆原、下漆原、西方寺、岡田由里とほ場整備が完了したが、他の集落についても農道、用排水路等の整備の積極的な推進を図る。岡田下地区については、久田美、真壁、大川ではほ場整備が完了したが、志高については旧耕地整理で整備された土地であり、由良川河川整備事業で残された農地について機械の大型化に即したほ場、農道、水路等の整備が必要である。八雲地区については、八田、八戸地、上東、下東、水間、丸田地区で土地改良総合整備事業や基盤整備促進事業などによるほ場整備が完了している。神崎地区については蒲江、油江において湿田が多いことから、ほ場整備事業を推進し、早期解決を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

<事業実施地区>

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備	朝来中 農地中間管理機構関連農地整備事業		11.8ha		R3～6
ほ場整備	泉源寺 農地中間管理機構関連農地整備事業		14.3ha		R5～10
ほ場整備	舞鶴女布 農業競争力強化農地整備事業、農地		10.5ha		

	耕作条件改善事業				R4～8
ため池	廃池 宮谷池 農村地域防災減災事業		1箇所		R3～5
ため池	廃池 田中池 農村地域防災減災事業		1箇所		R3～6
ため池	劣化状況調査 防災重点農業用ため池 農村地域防災減災事業		11池		R3～5

<計画地区>

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ため池	廃池 登尾池、芥子谷、宮谷池（大宮）、越行池 農村地域防災減災事業		4箇所		
水路	水路整備 多門院 21.6ha		21.6ha	7	
ため池	ため池改修 泉源寺池 農村地域防災減災事業		1箇所	9	
農道水路	農道水路改修 泉源寺		14.6ha	10	
農道	農道舗装 河辺由里		1km	13	
農道	農道舗装 小橋		100m	14	
農道水路	農道舗装水路改修 三浜		1km	15	
橋梁	橋梁改修 中田		1基	16	
水路	用排水路改修 平		10ha	17	
水路	用排水路 大丹生		300m	18	
ため池	廃池 砂波上池、湯ノ口池、北谷池 農村地域防災減災事業		2箇所		
ほ場整備	区画整理 吉田		10ha	21	
ほ場整備	区画整理 野村寺・城屋		20ha	22	
農道水路	農道・水路改修 今田		30ha	25	
水路	水路改修 上根		300m	27	
農道水路	農道・水路改修 小俣		5ha	30	
水路	用水路改修 大俣		1.6km	31	
水路揚水機	水路改修・揚水機 岡田由里		5基	32	
ほ場整備 水路	区画整理 水路 西方寺		4ha	33	
ため池	廃池 薬師池、堂ノ奥池 農村地域防災減災事業 改修 尾ノ内池 農村地域防災減災事業		2箇所	34	
水路	水路改修 八戸地		7ha	35	

揚水機	ポンプ更新 三日市		2基	36	
水路	水路改修 油江		1km	38	
ほ場整備	蒲江油江 農業競争力強化農地整備事業		20ha		
農道水路	農道・水路改修 蒲江		2km	39	

※過去の整備状況は基礎調査資料を参照

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は26,936haで市総面積の79%を占めており、これらの森林資源の整備育成を推進し、森林の持つ公益的機能の確保を図ることは、市民の暮らしを守る上から極めて重要な課題である。

農業と林業の連携を保ちながら地域の実態に即した各種事業の積極的な推進により、地域林業及び農山村の所得の向上を目指し総合的に整備育成を図るためには、林業振興の基本と言うべき造林事業を積極的に推進するとともに、林業経営並びに森林の集約的な管理を行なう必要があり、特に林道整備については農山村の地域振興に大きく寄与するものであるため、地域森林計画及び森林整備計画と農業振興計画による農道整備事業との整合を図りながら、その整備に努めていくものとする。

開通した林道三浜空山線、三浜瀬崎線については、林業振興はもとより景観を生かした観光道路としての活用も図る。

4 他事業との関連

今後、本市においても、全国的な傾向と同様に農用地のかい廃が進むことが予想されるが、農業生産基盤整備計画をはじめ各種施策を積極的に活用し、地域農業のベースとなる基盤整備の強化に努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地区域と農振白地区域との境界は筆界からより広い地類界、道路・河川等での設定を進めることにより、優良農地の隣地の荒廃防止に努める。これは、集团的農用地の中央部に他用途の土地等（除外農地）が発生し、高性能機械での営農や効果的な病虫害防除、生産基盤整備事業の実施、農地流動化施策などに支障が生じることがないようにする。

中山間地域の農地については、狭小、急傾斜、有害鳥獣被害等の不利な耕作条件から、これまで積極的な農用地区域への編入を行ってこなかったが、同地域のもつ食料供給はもとより、水源のかん養、良好な景観形成など多面的機能の保全の重要性を考え、今後は集团的とする面積基準等の緩和により、団地化した優良農地は農用地区域への積極的な編入を進めるものとする。

有害鳥獣による農作物被害が、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加の一因になるなど深刻化しており、銃や罠による捕獲と防護柵等による防除を並行して有害鳥獣対策を進める。

2 農用地等の保全のための活動

農業振興地域制度の紹介リーフレットを作成し、集落代表者への説明を行なったほか、実際に農用地等の保全（耕作等）に携わる担い手に対し、農業振興地域制度の周知や情報提供に努めている。

今後については、農業委員会と連携した農地の荒廃防止など従来の取り組みを継続しつつ、日本型直接支払制度など農用地区域を保全する事業や農地中間管理事業などによる農地の活用を積極的に推進していく。

また、市が定めた農用地区域の指定方針において、高齢化や後継者・担い手不足などによ

り耕作放棄地となったところでも、農用地区域の中央部にある場合（農用地区域の団地形成による良好な耕作条件を阻害する可能性がある）は、除外できないこととしているが、このような場合、次の方法により農用地を保全できるよう調整を図る。

- ア 「京力農場プラン」の作成…地域ぐるみで効率的な土地利用を検討し、担い手へ農地を集約することにより荒廃を防ぐ。
- イ 利用権設定…認定農業者等に農地を集積し、効率的な農業経営を進める。農業経営基盤強化促進法により、農地流動化促進を目的とした3条許可の必要がなく、離作料の心配がない。
- ウ 農地権利移動…所有権移転、賃貸借権の設定、使用貸借（無償貸借）権の設定により、耕作を行おうとする人が耕作しやすい条件整備を進める。
- エ 農地中間管理事業…農地中間管理機構に農地を預け、借り手とマッチングさせる事業を積極的に活用し、担い手農家への農地集積を図る。
- オ 農地のあっせん…農用地等について売りたい、貸したい、交換したいという申し出があった場合、農業委員会があっせん基準をもとに調整を行う。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の経営耕地は、中山間を中心とした農地であり、農家の大半が小規模・兼業農家である。農業者の高齢化も進んでおり、地域農業の将来を考える「京力農場プラン」を策定する中で認定農業者や地域の中心的担い手への農地の集積を図るとともに、集落営農組織の法人化など担い手育成に向けた支援を行っていく必要がある。

また、水田フル活用ビジョンを基本とした認定農業者等の経営規模拡大や農産物の高付加価値化・ブランド化や需要に対応した生産拡大など安定した農業経営の条件整備を図ることが必要であり、水稻を中心に野菜、茶、果樹、酪農、養鶏を組み合わせた複合経営を推進し、農業経営の安定を図り、年間農業所得400万円、年間労働時間2,000時間を目標と定める。

また、地場の安心・安全で新鮮な農産物への消費者ニーズが高まっており、新鮮でおいしい野菜などを取り扱う直売所の売上が増加していることから、今後も地産地消の推進を図る。

一方、京野菜を中心とした施設園芸野菜については、安定した生産性の向上と高収益が図れる品目の生産を推奨し、京阪神地域や首都圏への販売拡大、6次産業化を推進していく必要がある。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数	関係集落番号	流動化目標面積
--	------	------	------	----	--------	---------

個 人 経 営	施設園芸＋果樹	ハウス10 a 果樹園72 a	ハウス10 a 果樹72 a	1	市内全域	82 a
	酪農	乳用牛	乳用牛45頭	1	市内全域	45頭
	養鶏＋水稻＋露地・施設園芸＋農作業受託	養鶏2,000羽 水稻400 a 野菜50 a 農作業受託300 a	養鶏2,000羽 水稻400 a 野菜50 a 農作業受託300 a	1 1	市内全域 市内全域	2,000羽 750 a
	養鶏＋施設園芸＋露地	養鶏3,800羽 ハウス30 a 露地45 a	養鶏3,800羽 ハウス野菜30 a 露地野菜45 a	2	市内全域 市内全域	7,600羽 150 a
	施設園芸＋露地	ハウス44 a 露地25 a	施設野菜44 a 露地野菜25 a	4	市内全域	276 a
	水稻＋施設園芸＋露地	水稻152 a ハウス26 a 露地94 a	水稻152 a 施設野菜26 a 露地野菜94 a	4	市内全域	1,088 a
	水稻	水稻1,600 a	水稻1,600 a	1	市内全域	1,600 a
	果樹＋露地野菜	果樹園34 a 露地35 a	果樹34 a 露地野菜35 a	1 1	市内全域 市内全域	69 a
	水稻＋施設園芸	水稻207 a ハウス15 a	水稻207 a 施設野菜15 a	2	市内全域	444 a
	施設園芸＋露地＋茶	ハウス7 a 茶103 a 露地野菜100 a	施設野菜7 a 茶103 a 露地野菜100 a	1	市内全域	210 a
	施設園芸＋露地＋水稻＋水稻作業受託	ハウス15 a 露地10 a 水稻80 a 水稻作業受託100 a	施設野菜15 a 露地野菜10 a 水稻80 a 水稻作業受託100 a	1	市内全域	205 a
	茶＋施設園芸	茶園120 a	茶120 a 施設野菜19 a	1	市内全域	139 a
	茶＋水稻＋施設園芸＋露地	ハウス19 a 茶園115 a 水稻80 a ハウス20 a	茶115 a 水稻80 a 施設野菜20 a 露地野菜15 a	1	市内全域	230 a
	水稻＋水稻作業受託	露地15 a 水稻300 a	水稻300 a 水稻作業受託400 a	1	市内全域	700 a
	養鶏＋水稻＋施設園芸＋露地＋水稻作業受託	水稻作業受託400 a 養鶏1,600羽 水稻600 a ハウス4 a 露地33 a 水稻作業受託180 a	養鶏1,600羽 水稻600 a 施設野菜4 a 露地野菜33 a 水稻作業受託180 a	1	市内全域	1,600羽 817 a

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数	関係集落番号	流動化目標面積
協業経営	養鶏	採卵鶏66万羽	採卵鶏66万羽	3	市内全域	198万羽
	施設園芸＋露地＋	苗物（ハウス）74 a	苗物（施設）74 a	1	市内全域	496 a
	水稲＋観光農園	苗物（露地）30 a	苗物（露地）30 a			
		花（ハウス）6 a	花（施設）6 a			
		露地80 a	露地野菜80 a			
	集落営農＋小豆	水稲300 a	水稲300 a	2	市内全域	1,920 a
		観光農園6 a	観光農園6 a			
		水稲690 a	水稲690 a			
		小豆240 a	小豆240 a			
		市民農園25 a	市民農園25 a			
	水稲作業受託	野菜5 a	野菜5 a	2	市内全域	2,200 a
		水稲（全面）350 a	水稲（全面）350 a			
	水稲＋露地＋施設園芸	水稲作業受託750 a	水稲作業受託750 a	2	市内全域	1,974 a
		水稲864 a	水稲864 a			
		ハウス15 a	施設野菜15 a			
		露地108 a	露地野菜108 a			

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市では、2015年農林業センサスにおいて、総農家数2,041戸に対し販売農家は714戸（35.0％）であり、うち専業農家が245戸（34.3％）、兼業農家が469戸（65.7％）で、その大半が稲作中心の小規模な自給的農家である。また、販売農家の農業就業者の平均年齢は71.9歳であり、うち同居する後継者がいる農家は25.8％と高齢化と担い手不足が顕著である。

今後本市の農業の振興と農地保全を図っていくためには、認定農業者や地域の中核的担い手への農地の集積、意欲ある農家を中心とした営農組織化や営農組織の法人化等を推進し、効率的な農業生産や収益性の高い品種の導入、営農形態の組織化を図り、地域ぐるみの効率的な営農の展開等、生産性の高い農業構造の確立を目指す。

また、このような現状を踏まえ、中核的担い手となる農家と兼業農家、高齢農家との役割を明確化するとともに、中核的担い手となる農家が不足する集落等では、地域農業の将来を見据えた計画的な組織づくりを推進し、経営規模・作業規模の拡大を図り、農地中間管理事業を活用するなどこれら生産組織や地域の中核的担い手等への農地の集積を図る。

２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業就業者の高齢化の進行や後継者不足、さらには有害鳥獣による被害から営農意欲がなくなり離農するなど、遊休農地や荒廃農地が増加傾向にある。

これらの課題を解消するため、集落の話し合いに基づき新規参入者の受入及び集落や地域を単位とした営農組織や農業生産法人の経営基盤の強化を図り、規模拡大や高収益作物の新規導入、経営多角化などの取り組みを支援し、中核的な担い手の育成を促進するとともに、農地中間管理事業の活用による農地集積等を積極的に推進していく。

（１）地域農業組織及び農業生産組織育成対策

本市の農業集落にはそれぞれ農事組合組織が形成されており、集落内の話し合いを進めることにより、地域営農組織の設立に向けた支援を推進し、土地利用調整を行うことにより農

業生産体制を確立する。

また、農業協同組合で組織された各種作物の生産・出荷グループ及び自主的に結成された生産者グループに対する支援や農家のこだわりの産品を「ふるさと舞鶴あぐりブランド」として推奨するなど、地元特産品として付加価値を高め、生産意欲の向上や販売促進の支援をすることにより、生産グループ等の育成を推進する。

（２）農業経営基盤強化促進事業の流動化対策

現在荒廃している農地の状況を把握するとともに、農業委員会と連携をとり、遊休農地及び保全管理等の情報収集を行い、荒廃化の防止を積極的に進めるため、農地の所有者の耕作意欲について把握し、耕作不能地については隣接地主や担い手農家等への貸借を促すことにより流動化を進め、農地の有効的な利用を進める。

また、中核的担い手の確保や育成を図る観点から、利用権設定など流動化対策を中心に土地利用型農業を進めるための条件整備を行なう。さらに受け手の対象を農地の集積が可能となる農家とするため、集落内及び営農組織内の話し合いが十分図れるよう「京力農場プラン」の策定を通じ、地域農業のあり方や農地保全について検討していく。

（３）農作業の生産性の向上と効率化対策

本市では農家一戸あたりの経営耕地面積が約３８ａと零細であり、更には湿田、不整形田が多いため生産性の向上に限界がある。このため、地域営農組織を中心に大規模経営による経営の効率化を推進していくことが重要である。

特に、水田農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、「京の輝き」や「特別栽培米」など需要に応じた米づくりや水田の有効活用による万願寺甘とうをはじめとする特色ある産地づくりの推進を図るため、地域の営農組織の必要とする機械等の整備を支援し、経営規模拡大を進め、生産性・効率性の向上を図る。

（４）地力の維持増進対策

近年の「安心・安全」な農作物に対する消費者ニーズの高まりや環境への配慮など有機堆肥の使用が増加しており、生産農家及び営農組織と畜産農家との連携を図り、牛糞や鶏糞を有効に活用し、土壌還元を積極的に進め地力の維持、増進を図る。

３ 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の農家は林業との兼業が多く、林業の振興と農業の振興を一体的なものとして推進することが必要であり、農業の経営規模の拡大や農用地の総合的な利用の促進を図るとともに、しいたけ、まつたけ、くり、山菜等特用林産物と合わせた複合的な生産振興に努める。

第５ 農業近代化施設の整備計画

１ 農業近代化施設の整備の方向

本市の主要作物は、米、野菜（施設及び露地）、茶、畜産、小豆でそれぞれ生産グループ、生産組織による営農が行なわれており、これら組織の育成・強化を重点にした近代化施設の整備を実施し、農業経営の近代化を図る。

また、ICTの活用による農作物の栽培条件の最適化や、高い生産技術を持つ篤農家の技術・ノウハウをデータ化・可視化し、活用可能とする技術の確立による生産性向上、生産から消費までの情報連携による消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上が期待されていることから、それら新技術の可能性について検討を行う。

水稻については、集落営農組織や認定農業者等の担い手における経営の効率化を図るため、農機具等への支援を図るほか、ライスセンター等の有効活用を図り、乾燥、調整や集出荷作業の一元化の促進等により、省力化と低コスト化を図る。

野菜については、高品質化、安全志向と新鮮な地場野菜を求める消費者ニーズに応えるために、生産組織及び品目別生産グループ等の育成を図り、地方卸売市場への地場産野菜の計画生産・計画出荷体制の確立を図るとともに、大消費市場への出荷を目指した有利作物の生産拡大や、加工食品の開発、６次産業化等を図り、多角的な産地体制づくりを推進するた

め、園芸用ハウスや加温施設など生産施設の整備を支援する。

茶については、全国茶品評会で連続して産地賞を受賞するなど、適期適採及び施肥・病害虫防除等栽培管理の統一がされる高位平準化が進んでおり、今後は一層の品質向上に向けた生産体制の整備に努めるとともに、新規茶園の造成・老朽茶園の優良品種への改植等により、優良茶園の確保・充実を図る。

酪農については、生乳の生産性、品質向上を図り、経営体質の改善、強化に努める。

また、既存の堆肥発酵施設を活用し、良質堆肥の商品化による流通促進に努めるとともに、これを活用した自然循環機能を生かした持続可能な農業の推進及び飼料作物の自給率向上等、畜産農家と耕種農家との連携により両者の経営の安定的な発展を図る。

(1) 東地区

当地区は、基盤整備、近代化施設整備とも一定の整備が進められた大浦地域と、パイプハウスによる施設園芸が盛んな市街化区域周辺地域に二分することができる。大浦地域については、従来から先進的な農家による栽培技術を生かした営農が行なわれているが、これを地域農場として一体となった産地形成を図ることが必要である。

また、多祢寺高原牧場の堆肥センターを活用し、牛糞等の堆肥化を推進し、この堆肥を利用した「土づくり」を推進する。

さらにライスセンターの利用により作業受託を推進し、作付け品種別の団地化を図り作業効率を高めると共に生産コストの低下を図る。

(2) 西地区

当地区は、基盤整備が進みつつある地域であるが、近代化施設の整備については十分とはいえない。ただし、中筋地区でパイプハウスが整備されており、軟弱野菜を中心とした生産が行なわれている。また、西地区は商品化率の高い露地野菜等を生産する都市近郊型農業の発展が今後見込まれる地域であることから、野菜生産グループ育成のための関連施設の整備・充実を図る。

(3) 加佐地区

当地区は、由良川流域を中心に広域の団地を有し、基盤整備については進んでおり、水稻、小豆、茶の土地利用型農業を中心とした営農が集落単位に行なわれている。また、台風や大雨による浸水被害が平成16年以降5回発生しており、水害の恐れのない地域に新たな施設園芸用集積地を形成することで、新規就農者や経営拡大を行う農業者への利用を促進する。

今後、水稻については集落営農の組織化や法人化を推進するため、共同利用の大型機械とライスセンターとの組合せによる作業効率の向上と生産コストの低減を図り、小豆については営農組合等による集団栽培及び共同作業化を推進し、作付け規模の拡大、作業の省力化を実施するとともに、茶については省力化を図るため自動茶刈機、施肥機等の導入を図る。

また、地区内の畜産農家と施設園芸農家との連携を図ることにより、牛糞堆肥等による「土づくり」を積極的に推進するとともに、飼料作物の生産振興等を図っていく。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農機具導入		与保呂	—	1	精米機、揚穀機、粃摺り機
大型農機具導入		泉源寺	—	2	トラクター、代かき機
大型農機具導入		岡田中	—	3	コンバイン
大型農機具導入		西方寺	—	4	田植え機

農機具導入		長谷	—	5	精米機、石抜き機、揚穀機
各種設備更新		志高ほか	45 a	6	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林家は農業との兼業が多いため、労働力の配分を適正かつ効率的に活用することが農林業従事者の収入の安定・確保につながることになる。このため農業近代化施設を整備し、労働力を省力化することにより余剰労働力を生み出し、収入の安定・確保を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規学卒、離職による就農者が効率的かつ安定的に農業経営が行なえるよう、農業大学校との連携や資金面では新規就農資金、新規就農研修では担い手養成実践農場整備支援事業等の就農研修制度等を通じ、その育成・確保に努めている。

今後は、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い能力を有する人材の育成・確保に取り組むため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入しうるような研修等の充実を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

大人二人と子供二人まで生活が可能な生活スペース及び付属農園を備えた滞在型農林業体験実習施設「トレーラーハウスあかいわ」では、現場（農村）で研修しながら就農を目指す人を受け入れているほか、空き家情報バンク制度など移住促進施策を活用し、新規就農者等の生活スペース確保に努める。

今後は、新規就農者等を対象とした研修事業や就農環境の整備、経営支援策を府、JA等関係機関と連携して積極的に取り組む。

また、認定農業者の育成を積極的に行うとともに、営農組織が法人化をする場合は登記関連経費等の補助をするなど、その支援に努める。

併せて、農業と加工、流通、販売、観光等を組み合わせたアグリビジネス等の6次産業化や農商工連携を積極的に推進するため、6次産業化アドバイザーによる相談事業等を行い、支援を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の場合、兼業農家や農家世帯員の就業状況については、不安定就業である日雇い、臨時、出稼ぎは少なく、また市外への就業も比較的少ないことから一定の安定的な状況にある。しかし、農家の約8割を占める兼業農家では、農業を実質的に担う者は企業退職後に専従となった高齢者及び兼業農家の主婦が中心となっている。

今後、農業後継者を確保していくためには、地域の中核的担い手である認定農業者等の経営規模拡大による（他産業とくらべて遜色のない）所得確保や、施設野菜を主体とした商品性の高い農産物の生産及びブランド化の推進、直売事業など担い手の意欲や体力に応じた条件整備を図るとともに、地域ぐるみの効率的な営農の展開等、生産性の高い農業構造の確立を目指す中で、農業生産法人や大規模農家による雇用の創出や農家レストラン、体験農園等の農村ビジネスや6次産業化を推進し、地域での就業機会の創出を図る。

単位：人

区分	主に仕事				主に家事・育児	学生	その他	合計
	自営農業が主	勤務が主	農業以外の自営業が主	小計				
男女計	1,248	1,076	89	2,413	269	173	209	3,064
男	616	623	70	1,309	5	82	78	1,474
女	632	453	19	1,104	264	91	131	1,590

※ 2010年農林業センサスから

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

地域の中核的担い手である認定農業者への農地の流動化を促進する中で、農地中間管理事業を活用し、農地の出し手となる農家と離農指向の農家を把握し、離農後の余剰労働力の受け皿となるべき就業先を確保することは地域存立のためにも重要なことであり、流動化と併せ進めていく必要がある。

また、兼業農家を希望する者や農家世帯員に対しては、農業生産法人や担い手農家の大規模化による雇用の創出を図るため、積極的な支援を行うとともに、農村ビジネスや6次産業化による新たな就業機会や収入を得るための仕組づくりに努める。

さらに、ジョブサポや就業支援センター等とも連携し、本市及び周辺地域での農外就労の安定化を図るための相談等を積極的に推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の農家は林業との兼業が多く、その所有する森林面積も5ha未満の零細規模である。

このため、複数の森林所有者による面的なまとまりをもった施業を推奨するとともに、林業機械を活用し、作業道など生産基盤の拡充及び施業の合理化・効率化を図ることにより、バランスの取れた農業及び林業経営の実現を目指す。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

経済情勢の変化により、農村地域の農家・非農家の混在化が進行し、農家間の連帯感の低下や個人主義の意識が強くなり、農村の活性化を阻害する要因となってきている。このため、農村地域への人口の定着、特に農業後継者を含めた若者の定着を図るうえで生活環境施設の整備は極めて重要である。

農村地域への定住条件の整備を進めるため、保健性（上・下水道、病院等）、利便性（道路・交通網）、快適性（福祉施設等）を考慮し、安全で快適な暮らしづくりを目指す。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
消火栓	6基	小原	1	
防火水槽	1基40m ²	真壁	2	
上水道統合	532人、330m ³ /日	田井、成生、野原	3	
上水道統合	195人、74m ³ /日	上根、寺田、白滝、岸谷	4	
上水道	70人、26m ³ /日	小原	5	
浄化槽	50基	44地区	6	
公共下水道		12地区	7	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画との整合を図りつつ各関連事業との連携を保ちながら、各地域において生活環境施設が適切に整備されるよう、周辺の森林環境の保全に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農村生活環境施設の必要性に加え、事業規模などについても関係機関・部署と連携の上、相乗効果を生み出せるよう推進していく。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図3号）
- 4 生活環境施設整備計画図（付図4号）